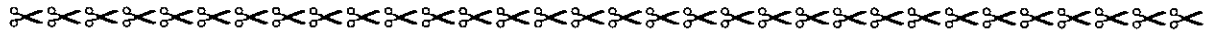


広島県既製服縫製業最低工賃が改正されます



この最低工賃は、広島県内で既製服縫製業に係る縫製及びまとめの業務に従事する家内労働者と、その家内労働者に業務を委託する委託者に適用されます。(令和5年8月12日発効)

品目	工 程	金 額	(旧)	(新)	
(ジヤ ン業 パー 服)	雨ふた作り	1着につき	16円	19円	
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき	12円	15円	
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき	40円	48円	
	カフス作り	1着につき	15円	18円	
	襟作り	1個につき	20円	24円	
	身返し作り	1着につき	11円	13円	
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき	13円	16円	
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき	17円	20円	
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき	480円	677円	
(作 ズボ ン服)	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき	27円	32円	
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき	21円	25円	
	前立て作り及び前立て付け	1個につき	17円	20円	
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき	14円	17円	
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき	13円	16円	
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき	17円	20円	
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき	370円	522円	
(既 ズボ ン男 子 服)	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき	8円	10円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき	8円	10円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき	7円	9円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき	13円	16円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき	18円	22円
婦 人 既 製 洋 服	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	5円	6円
	すそまつり(手作業に限る)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき	60円	72円
	肩パット付け	部分止め	1着につき	25円	30円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	4円	5円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	4円	5円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	15円	18円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき	15円	18円
	ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき	6円	8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき	6円	8円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき	10円	12円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき	10円	12円
	丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき	400円	564円

- ・委託者は家内労働者に最低工賃以上の工賃を支払わなければなりません。もし委託者が最低工賃に満たない金額を家内労働者と合意の上で取り決めたとしても、その取決めは無効になります。
- ・家内労働者には「家内労働手帳」を交付し、委託する都度、必要事項を記入してください。
- ・毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託状況届を提出してください。

(現在の最低工賃についてはこちら) →



お問い合わせは、広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島労働局賃金室 Tel.082-221-9244 広島中央労働基準監督署 Tel.082-221-2460 呉労働基準監督署 Tel.0823-22-0005
福山労働基準監督署 Tel.084-923-0005 三原労働基準監督署 Tel.0848-63-3939 尾道労働基準監督署 Tel.0848-22-4158
三次労働基準監督署 Tel.0824-62-2104 広島北労働基準監督署 Tel.082-812-2115 廿日市労働基準監督署 Tel.0829-32-1155